

## 序 章

### 1 計画策定の背景と目的

#### (1) 計画策定の背景

甘楽町は、縄文時代後期の粟ノ沢遺跡をはじめ多くの歴史的な文化遺産に恵まれており、名勝「楽山園」と一体となった武家屋敷地区の整備、町屋地区のまちなみ整備といった、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりを進めている。

また、歴史のなかで培われてきた伝統文化や、伝統技術によって形成された歴史的建造物などの歴史文化遺産が現在も数多く残されており、今後さらに本町の個性を磨き高めていくため、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら、歴史的風致を後世に伝えていくことが求められていた。これらの取り組みを進めるなかで、平成20年（2008）5月に国土交通省・文部科学省・農林水産省の共管法として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定され、同年11月に施行された。

そこで本町では、歴史的なまちなみや地域固有の伝統文化等をまちづくりの要素の一つとして活用するため、同法による「甘楽町歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成22年（2010）3月30日に国の認定を受け、計画に基づいた歴史的風致の維持及び向上に関する事業に取り組んできている。

前述の計画の計画期間が令和元年度（2019年度）で満了することから、計画の最終評価を行い、課題と方針を整理し、引き続き、本町の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】」を策定する。

#### (2) 計画策定の目的

甘楽町固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「歴史まちづくり法」第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定により「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】」を策定する。

なお、本計画は本町の都市づくりの基本理念である「活力と賑わいを創出する都市づくり」の実現のための計画の一つとして位置付けられるものである。

### 2 計画期間

計画期間：令和2年度～令和11年度（2020年度～2029年度）

### 3 計画の策定体制

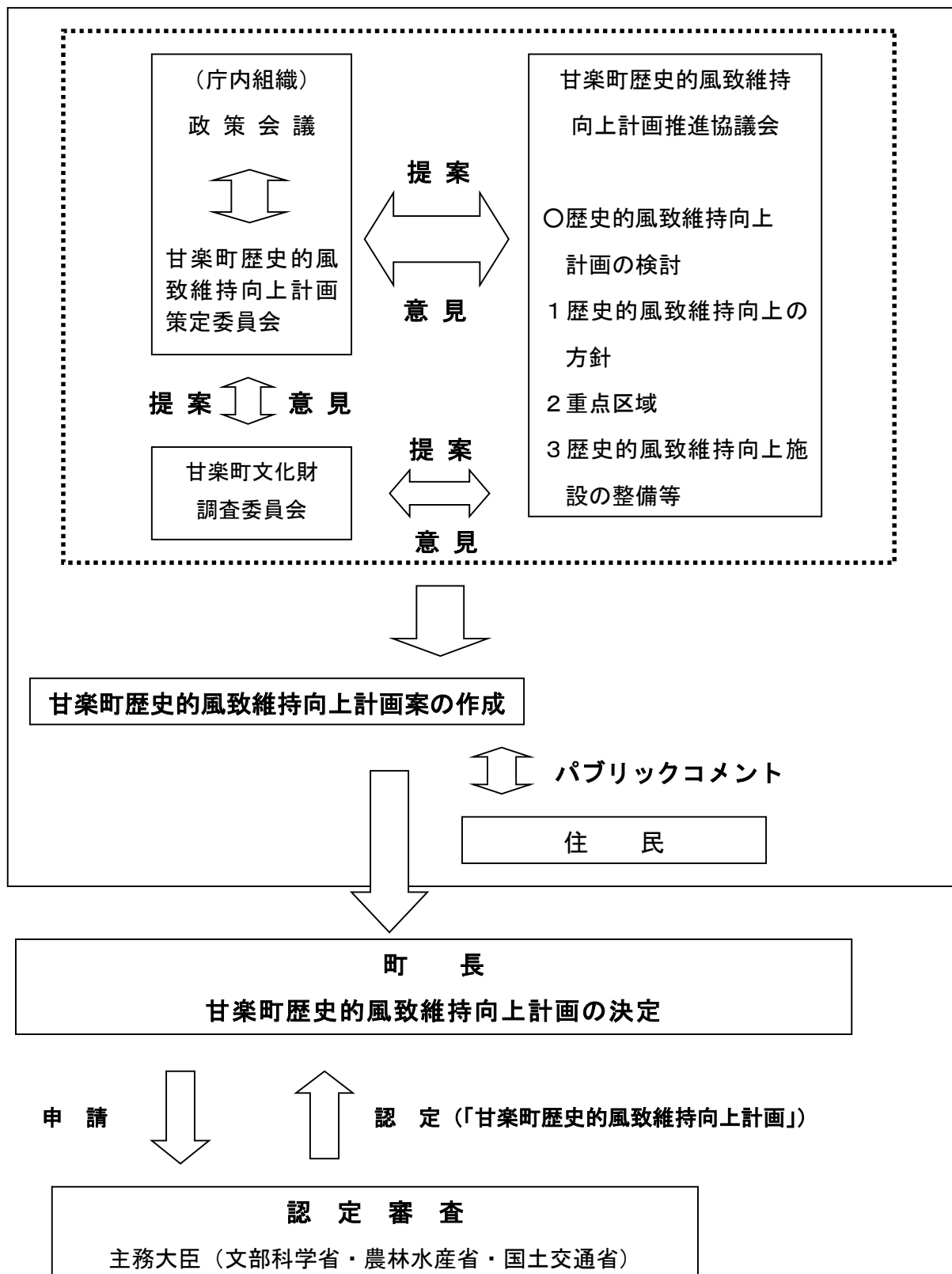
本計画の策定は、計画作成チームによる政策会議にて計画素案を作成し、庁内関係課で構成される策定委員会において、計画素案の検討を行ったうえで庁内の合意形成を図った。

その後、法定協議会である甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会へ提案し意見を伺うとともに、文化財調査委員会へ意見聴取を行い、各意見を踏まえた計画案についてパブリックコメントを実施し、「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】」を策定した。

変更計画を策定する際には、計画変更内容について前述と同様の手続きを踏み、変更計画を策定することとする。

#### 甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員 (令和元年度)

| 所 属 等                                    |
|--|
| 甘楽町長 (会長)                                |
| 甘楽町副町長 (副会長)                             |
| 帝京大学経済学部観光経営学科 大下 茂 (学識経験者/地域活性化計画)      |
| 株式会社プランニングネットワーク 代表取締役 伊藤 登 (学識経験者/景観計画) |
| 日本大学理工学部教授 阿部 貴弘 (学識経験者/建築計画)            |
| 群馬県県土整備部都市計画課長                           |
| 群馬県富岡土木事務所長                              |
| 群馬県教育委員会文化財保護課長                          |
| 群馬県西部農業事務所農村整備課長                         |
| 甘楽町議会議長                                  |
| 甘楽町教育長                                   |
| 甘楽町区長会長                                  |
| 第1区長                                     |
| 第2区長                                     |
| 第3区長                                     |



## 4 計画策定の経緯

### (1) 甘楽町歴史的風致維持向上計画（平成22年度～令和元年度）の策定経過

○平成20年（2008）5月23日

- ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布

○同11月4日

- ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行

○平成21年（2009）6月1日

- ・甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会（法定協議会）の設立

○平成22年（2010）3月30日

- ・「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の認定

○平成23年（2011）～31年（2019）

- ・「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更認定（5回）
- ・「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出（2回）

○平成31年（2019）3月下旬

- ・「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の最終変更認定

### (2) 甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】の策定経過

○令和元年（2019）7月22日

- ・第1回政策会議

「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】（案）」の策定に向けた協議

○令和元年（2019）8月16日

- ・第2回政策会議

「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】（案）」の策定に向けた協議

○令和元年（2019）12月23日

- ・第1回甘楽町歴史的風致維持向上計画策定委員会

「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】（案）」の策定に向けた協議

○令和2年（2020）1月24日

- ・第1回甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会

「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】（案）」の策定に向けた議論

○令和2年（2020）2月1日～2月14日

・パブリックコメントの実施

○令和2年（2020）2月28日

「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】」を国へ申請

○令和2年（2020）3月31日

「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】」の認定

○令和5年（2023）3月3日

「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】」の計画変更を国へ申請

○令和5年（2023）3月30日

「甘楽町歴史的風致維持向上計画【第2期】」の計画変更の認定